

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私は、昭和44年3月5日にA社C支店に入社後、45年4月1日に開設したD社E支店に異動した。継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者記録に空白期間があることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D社E支店は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、本来、同日までA社C支店において被保険者資格を引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福島国民年金 事案 770

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 60 年 4 月から同年 11 月までの私の国民年金保険料は、実家の両親が納付していたと思う。

また、昭和 60 年 12 月の事業所開業後は、A 銀行の口座振替により納付しているはずなので、確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料は、実家の両親が納付していたと思うと述べているところ、実家の両親は、納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人は、昭和 60 年 12 月以降は、A 銀行の口座振替により国民年金保険料を納付しているはずであると述べているところ、当該銀行では、申立期間当時の国民年金保険料の口座振替の関係資料については、保存期限経過のため既に廃棄されているとしており、申立人の主張を確認することはできなかった上、申立人が経理を依頼していた税理士事務所は 60 年分から 62 年分までの確定申告書の控えを保管しておらず、63 年分の確定申告書の控えには、申立人が国民年金保険料を納付したと確認できる金額は記載されていない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 3 月 7 日に申立人の居住する市に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の一部の国民年金保険料の納付に関与してい

ない上、当該期間以外の国民年金保険料の納付についての申立人の記憶も定かではなく、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 771

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 5 月\*日に結婚し、申立期間の国民年金保険料は、A 銀行の夫の口座振替により納付しているはずである。当時、確定申告書の作成も含め、夫の事業所の経理を税理士事務所に依頼しており、国民年金保険料が未納となっている場合は、税理士から納付を勧められていたと思うので、確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A 銀行の夫の口座振替により納付していたはずであると述べているところ、当該銀行では、申立期間当時の国民年金保険料の口座振替の関係資料については、保存期限経過のため既に廃棄されているとしており、申立人の主張を確認することはできなかった。

また、申立人は、申立期間当時、夫が税理士事務所に確定申告書の作成を含む経理を依頼しており、国民年金保険料が未納となっている場合は、税理士から納付を勧められていたと思うと述べているところ、当該税理士事務所は、昭和 62 年分の確定申告書の控えを保管しておらず、63 年分の確定申告書の控えには、申立人夫婦が国民年金保険料を納付したと確認できる金額は記載されていない。

さらに、申立人に代わって申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の夫の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。